



5	R5. 11. 15	R5. 12. 15	2015年(平成27年)11月24日21時頃、東京都国分寺市〇丁目〇番〇号付近で発生した救急事案に係る以下の公文書 同事案について、警視庁、検察庁、裁判所、保険会社(〇)を始めとする他機関とやり取りをした記録(電子データを含む。)																		対象となる公文書について、保有の事実がなく、存在しないため。	東京消防庁 総務部 総務課
6	R5. 11. 15	R5. 12. 15	①2015年(平成27年)11月24日21時頃、東京都国分寺市〇丁目〇番〇号付近で発生した救急事案に出場した救急車のドライブレコーダー映像の電子データ ②2015年11月25日15時頃、東京都小平市の〇丁目〇番〇号(出向先:東京都杉並区〇丁目〇番〇号)に出場した救急隊ドライブレコーダー映像の電子データ ③2019年(令和元年)9月6日、東京都杉並区〇丁目〇番〇号で発生した危険排除に出場した車両のドライブレコーダー映像の電子データ																			東京消防庁 装備部 装備課
7	R5. 11. 30	R5. 12. 6	平成23年5月17日に契約した新宿区〇丁目〇番〇号、防火水槽撤去工事に関する以下の書類 〇起工書の下記の図面 ・孔明工の上板版(底板)平面図 ・機械掘削工・機械埋戻し工・流動化処理土充填工(変更)の平面図及び断面図 ・ブロック・フェンス取り壊し復旧工及びアスファルト取り壊し復旧工の取り壊し復旧平面図及び復旧断面図 ・コンクリート壊し工の上床板版(底板)平面図及び断面図 ・コンクリートカッター工の上板版(底板)平面図、側面図、平面図及び断面図 〇当該工事に係る以下の日付で撮影した工事写真 ・平成23年6月22日 ・平成23年6月30日 ・平成23年7月4日	49																		東京消防庁 防災部 水利課
8	R5. 11. 15	R5. 12. 12	令和元年9月6日、8時12分、東京都杉並区〇丁目〇番〇号で発生した危険排除に係る消防隊が作成した以下の消防活動記録 (1)消防活動総括表(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号及び36号) (2)消防活動報告(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第37号) (3)指揮活動表(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第38号) (4)小隊活動表(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第39号)	6																	(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁 警防部 特殊災害課
9	R5. 11. 26	R5. 12. 25	令和5年10月17日、9時11分、東京都多摩市〇丁目〇番〇号で発生した危険排除事案に係る以下の消防活動記録及び出場した消防隊が撮影した写真 (1)消防活動総括表(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号及び36号) (2)消防活動報告(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第37号) (3)指揮活動表(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第38号) (4)小隊活動表(東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第39号)	44																	(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁 警防部 特殊災害課



16	R5. 10. 20	R5. 12. 4	火災調査書類（令和5年9月27日5玉奥第172号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書（1） 4 現場見分調査書（2） 5 鑑識見分調査書 6 質問調査書【作成日：令和5年8月4日】 7 質問調査書【作成日：令和5年9月1日】	92	●															（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部 調査課
17	R5. 10. 25	R5. 12. 12	火災調査書類（令和5年4月27日4城大第103号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書（第1回） 4 現場見分調査書（第2回） 5 現場質問調査書【質問年月日：令和5年3月14日】 6 現場質問調査書【質問年月日：令和5年3月14日】 7 現場質問調査書【質問年月日：令和5年3月15日】 8 現場質問調査書【質問年月日：令和5年3月15日】	94	●															（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部 調査課
18	R5. 10. 31	R5. 12. 12	火災調査書類（令和5年9月25日5蒲予第471号）のうち、火災調査書	2	●															（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部 調査課
19	R5. 11. 6	R5. 12. 22	火災調査書類（令和5年10月27日4立予第1277号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調査 4 現場見分調査書(1) 5 現場見分調査書(2) 6 現場見分調査書(3) 7 現場見分調査書(4) 8 質問調査書【質問年月日・日時：令和4年11月20日9時50分から10時30分まで】 9 質問調査書【質問年月日・日時：令和4年11月20日10時30分から10時40分まで】 10 質問調査書【質問年月日・日時：令和4年11月20日10時40分から10時45分まで】 11 延焼状況等調査書 12 出火建物・避難状況等調査書 13 建物・収容物損害調査書【り災順位：①】 14 建物・収容物損害調査書【り災順位：②】 15 建物・収容物損害調査書【り災順位：③】 16 死傷者調査書	100	●															（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部 調査課





31	R5. 10. 25	R5. 12. 19	東京消防庁管内の防火対象物に係る最新の自家発電設備の負荷運転状況について予防部査察課が作成した一覧表	66	●																																				東京消防庁 予防部 査察課
----	------------	------------	--	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------



















